

輪島市買取型災害公営住宅整備事業（広江地区） 第2回事業者募集要領等に関する質問に対する回答

番号	区分	項	事項	内容	回答
1	事業者募集要領	5	3 敷地の基本条件 (3) 地域地区	令和4年の建築基準法改正により、都市計画区域外においては、【構造によらず、階数2以上又は延べ面積200㎡超の建築物】が確認申請の対象となりましたが、今回計画する住棟について上記に該当しない住棟を計画する場合は確認申請は不要と考えてよろしいでしょうか。	よろしいです。（計画を基に奥能登土木総合事務所建築課に確認すること）
2	事業者募集要領	5	3 敷地の基本条件 (3) 地域地区	事前説明に関する質疑回答では本事業は開発許可申請手続きが不要である旨の記載があります。しかしながら本要領においては建築基準法第6条に基づく確認済証の取得を求められています。この場合、接道に関する要件はどのように解釈すればよいかご教示いただけますでしょうか。もし、接道義務が不要であれば、確認申請はどのような内容になりますでしょうか。	3章の規定を除いた申請になります。
3	その他			今回建築する住戸について、将来的に入居者へ払下する予定などございますでしょうか？	予定はありません。
4	事業者募集要領 提出書類説明書 他	8 23	(2) 住まい、まちづくりに関すること (注意事項)	提案（評価）の視点に関して、募集要領では『④石川県産資材（木材など）の積極的な活用』となっておりますが、説明書では『石川県輪島産資材（木材など）の積極的な活用』と記載されております。また、事業者審査基準では『④周辺の住環境（プライバシー、日照、騒音等）への配慮』となっているため、どの視点で提案すべきかご教示願います。	「石川県産資材（木材など）の積極的な活用」と「石川県輪島産資材（木材など）の積極的な活用」の視点でのご提案をお願いします。
5	提出書類説明書	23	(注意事項)	『住戸のタイプ別平面図を提案すること』とありますが、各住戸タイプ（S・M・L・車いす住戸）の代表的な住戸のみでよろしいでしょうか？	よろしいです。
6	事業者募集要領	5	(3)外構・付帯施設等	浄化槽の排水は既存の水路に放流可能と考えてよろしいでしょうか。	よろしいです。
7	事業者募集要領		その他	浄化槽の設置は住棟(2住戸)毎で1基と想定してもよろしいでしょうか。	よろしいです。ただし、複数戸接続も検討し、維持管理に配慮した提案としてください。
8	災害公営住宅設計標準	3及び12	屋外物置	設計標準P3「5.屋外物置」欄には「面積は2㎡以上で・・・」という記載がされているがP12「16.屋外物置」欄には「戸当たり2㎡以下を標準とする」という記載がされています。これはどちらを「正」とすればよいでしょうか。	「2㎡」以上を正としてください。
9	災害公営住宅設計標準	7及び12	サンルーム	P7 別表2「1.住宅計画」③住戸内にサンルームを設けると記載があり、P12の「15.サンルーム」は○がなく、空欄となっています。どちらを優先すれば良いでしょうか。	「住戸内にサンルームを設ける」を優先してください。
10	事業者募集要領	5	設計条件（3）	駐車場を60台以上確保とは、各戸の1台ないし2台とは別に60台以上と必要という意味でしょうか？	各戸1台分を想定し60台としております。
11	事業者募集要領	5	設計条件（3）	変化のある街並み形成とは、日照を考慮し回遊性をもたらせると解釈してよろしいでしょうか？またはもたらせるべきと考えでしょうか？	変化のある街並み形成とは、本計画地は敷地規模が大きいことから、極端に単調になりすぎないように、歩行者が歩いて心地よく感じられる視覚的に変化のある街並みとすることを意図しています。
12	事業者募集要領	6	設計条件（5）	集会場；使用されるのはこの団地の60世帯の方々の想定でよろしいでしょうか？	よろしいです。
13	事業者募集要領	4	対象地区	急傾斜の崩壊については区域に建築物を作る際には構造物の縛りがあると思われれます。急傾斜に指定されるところは、極力住戸計画は避ければよろしいでしょうか？	よろしいです。
14	事業者募集要領	5	(3)外構・付帯施設等	別添にて頂きました「水道台帳」に関しまして宇出津町野線に埋設の本管（H11-M02-HIVP(RR)φ75）から分岐して今回工事の敷地に向かって伸びている配管が2本確認できるのですが、こちらも本管でしょうか。本管の場合、配管径等をご教示頂きたいのと異なる場合は、「宇出津町野線」からの引込工事は、新たに本管の設置工事が全て管轄工事範囲をご教示頂けますでしょうか。	本管ではございません。東西を走る市道内に市にて本管を布設する予定です。